芦屋市/打出/芦屋/財産区山車助成金支出に係る細則

- 第1条 対象団体は, 芦屋市/打出/芦屋/財産区山車維持管理費助成要綱(以下「助成要綱」 という。) 第1条に定める山車の保存及び運行活動を行う各地区の「地車愛好会,同 好会,保存会」等の団体とする。
- 第2条 次の各号のいずれにも該当する場合に限り芦屋市/打出/芦屋/財産区年度予算の範囲内で助成する。
 - (1) 打出/芦屋/財産区管理委員会にて委員の過半数の賛同で認められた「地車愛好会、 地車同好会、保存会」等の山車であること。
 - (2) 地区の「地車愛好会,同好会,保存会」等として,メンバー構成が地区内で確立された組織構成とされていること。(会長,副会長,会計,書記他)
 - (3) その山車の曳手・担ぎ手にあっては,過半数以上の市民でメンバー等が構成されていること。
 - (4) 山車の維持管理経費等については、資金計画に透明性があること。
 - (5) 要綱第5条の「交付申請書」及び要綱第8条の「実績報告書」について虚偽の申告が判明した場合は、助成要綱第9条により、助成金の返還を求めるものとする。
 - (6) (5) の結果については、次年度の交付に当たっては、打出/芦屋/財産区管理委員会にて審議し、その結果を市長報告する。
 - (7) 一時的に祭りに参加するため、山車を他の地区又は市外より一時的に借用し参加 する山車については、この助成金の対象外とする。

要綱及び細則で定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、打出/芦屋/財産区管理委員会にて審議する。

附則

この細則は、平成26年10月1日から施行する。